福井県気候変動適応センター
令 和 ８ 年 ９ 月 16 日

「ミライ地球ガチャ（はぴりゅう ver.）」の貸出し取扱いに関する利用規約

１．主旨

本書は、福井県気候変動適応センター（事務局：福井県エネルギー環境部環境政策課）が管理する普及・啓発ツール「ミライ地球ガチャ（はぴりゅう ver.）」の貸出し取扱いに関する必要事項を定める。

２．貸出し目的

「ミライ地球ガチャ（はぴりゅう ver.）」の貸出しは、県内のイベント等において、県内市町および県内教育機関ならびに福井県地球温暖化防止活動推進センターが主体となって、地域気候変動適応の普及・啓発を目的として行うものとする。

３．貸出し対象者

原則、県内市町および教育機関ならびに福井県地球温暖化防止活動推進センターとする。

４．貸出し手続

「ミライ地球ガチャ（はぴりゅう ver.）」は以下の物品から構成される。県内市町および教育機関ならびに福井県地球温暖化防止活動推進センター（以下「利用責任者」）は、貸出しを受ける用品（以下「用品」という）について、「ミライ地球ガチャ（はぴりゅう ver.）」利用申請書（別紙１）により、事務局へ事前申請を行うものとする。貸出しの決定については、事務局から連絡する。

＜物品構成＞
- ガチャ本体（ミライ地球ガチャの使用案内用紙を含む）：１点
- メダル：50 枚
- カプセル：50 個
- 展示パネル（メインパネル・テーマパネル）：５枚パネル
- イーゼル：５脚
- 回答用紙※、質問と回答貼付用紙※　　※データ提供のみ

５．貸出し等に係る費用および用品の受渡し

⑴「４．貸出し手続」に掲げる用品の貸出しに係る経費については、「２．貸出し目的」に掲げる目的に鑑み無償とする。

⑵物品の受渡しは、原則、福井県庁 10 階の福井県エネルギー環境部環境政策課執務室で行うこととする。

６．貸出し期間

貸出し期間は、イベント期間を含む４日間程度する。ただし、諸事情により貸出し期間を変更する必要が生じた場合は、利用責任者と事務局が協議の上で決定する。

７．利用責任者の管理責任等

以下の事項を遵守し、用品の利用および保管を適正に行う。

⑴利用責任者の管理

① 利用責任者側にて来場者の事故防止等の必要な安全措置を講じるものとする。

② 会場設営時や展示中の展示物の転倒、取扱い時の怪我、事故の発生に関しては、気候変動適応センターおよび事務局は一切その責任を負わない。

⑵利用責任者の禁止事項

① 「２．貸出しの目的」に掲げる目的以外の利用

② 第三者への転貸、売却または譲渡

８．盗難、紛失、故障、破損等

⑴用品を紛失または故障や破損したときは、すみやかにその状況を事故発生報告書（別紙２）により事務局へ報告し、事務局の指示に従う。この場合において、その原因が災害または盗難に係るものであるときは、紛失または損傷の事実および理由を証する関係官公署発行の証明書を事故発生報告書に添付する。

⑵用品の紛失または故障や損傷が利用責任者の責に帰する事由によるときは、利用責任者の負担において補填もしくは修理し、または損害額に相当する金額を弁償しなければならない。

９．用品の返却および返却手続

⑴用品の返却は、原則、福井県庁 10 階の福井県エネルギー環境部環境政策課執務室で行う。また、返却に際して、利用責任者は、事務局による用品の確認検査を受けるものとする。

⑵利用責任者は、用品の返却後、イベント等での活動状況などの記録について、利用実績報告書（別紙３）により報告する。

10．その他

⑴福井県気候変動適応センターは、利用実績報告書（別紙３）で報告を受けた内容を広報などに使用する場合がある。また、貸出実績として、福井県のホームページで貸与先の団体名、イベント名、イベント開催時期等の情報を掲載する場合がある。

⑵貸出しに関して、当該利用規約に定めのない事項が発生した場合は、利用責任者と事務局と協議の上、解決を図ることとする。

以上